

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食品衛生法(昭和22年法律第233号)第59条	廃棄命令等	生活衛生課

1 法第59条第1項に基づき、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずる場合の審査基準は次のとおり。

営業者が法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項若しくは第3項の規定に違反した場合又は第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合であって、保健所長が当該処分を行う必要があると認める場合。

2 法第59条第2項に基づき、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずる場合の審査基準は次のとおり。

営業者が法第20条の規定に違反した場合であって、保健所長が当該処分を行う必要があると認める場合。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。